

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

職員の希望降任制度実施規程

(目的)

第1条 この規程は、職員の降任に関する希望を尊重することにより、職員の勤務意欲の向上及び組織活性化を図るため、職員の希望降任制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象職員)

第2条 降任を希望することができる職員は、係長以上の職にある者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 疾病または負傷により、その職責を果たすことが困難であると感じる者
- (2) 家族の介護等の家庭の事情により、その職責を果たすことが困難であると感じる者
- (3) 課長以上の職である者で、その職責を果たすことが困難であると感じる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その職責を果たすことが身体的または精神的に困難であると感じる者

(降任する職位)

第3条 降任する職位は原則として、当該職員が希望する職位とし、降任希望申出日現在の職位から降任できる職位は別表のとおりとする。

(降任の申出)

第4条 降任を希望する職員は、降任希望申出書(様式第1号)を毎年度12月31日までに事務局長を経由し会長へ申し出るものとする。

(降任の承認)

第5条 会長は、前条の申出書の提出があったときは、降任の適否について判定し降任を適当と認めたときは、これを承認するものとする。

2 前項の判定において、会長は職員の希望を最大限尊重するものとする。

(降任の時期)

第6条 降任の時期は、会長が承認した日以降とする。

(降任後の給料)

第7条 会長は、降任を承認したときは、当該職員の職務の級を当該職員に適用される給料表の下位の職務の級に降格させるものとする。

- 2 2級以上下位の職務の級に降格する場合は、それぞれ前項による1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 降任後の給料月額は、前2項の規定により決定した級で、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の号給）の3号給下位の号給を給料月額とする。

（降任後の昇任）

第8条 降任した職員は、降任の申出理由が消滅したときは、降任希望理由消滅申出書（様式第2号）を申出理由が消滅した最初の10月31日までに事務局長を経由し会長へ提出しなければならない。ただし、会長が特に認めた場合は、届出の期限以降においても届け出ることができる。

- 2 会長は、前項の申出書の提出があった場合は、その内容について判定し、希望降任理由が消滅したと認めたときは、これを承認し、当該職員の昇任について、他の職員と同様に取り扱うものとする。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

現在の職位	降任後の職位
事務局長	課長・支所長 参事 係長 主査 主事
課長・支所長	参事 係長 主査 主事
参事	係長 主査 主事
係長	主査 主事

降 任 希 望 申 出 書

年 月 日

対馬市社会福祉協議会

会長 様

所属

氏名

次のとおり降任を希望しますので、対馬市社会福祉協議会職員の希望降任制度実施規程第 4 条の規定により申し出ます。

降任を希望する理由 ※詳しく記載すること。	
希望する職	

事務局長の意見

--

降 任 希 望 理 由 消 滅 申 出 書

年 月 日

対馬市社会福祉協議会

会長 様

所属

氏名

年 月 日に後任希望申出書を提出していましたが、申出理由が消滅しましたので、対馬市社会福祉協議会職員の希望降任制度実施規程第8条の規定により届け出ます。

降任希望理由が消滅したことの説明

事務局長の意見

事務局長 氏名